

学校教育基本方針

京都市立醍醐西小学校

学校教育目標

共に認め高まり合い、自ら将来を切り拓く子どもの育成

～自他を大切にする子・最後までやりぬく子・健康で明るい子～

目ざす子ども像

自他を大切にする子

自らを大切にするとともに、友だちの気持ちを考え、友だちの良さに気づける子

違いを認められる子

すすんで挨拶ができる子

おはようございます　こんにちは　さようなら　ありがとう　と自然にあいさつができる子
最後までやりぬく子

目標を持ち、最後まであきらめずに頑張りとおす子

心も体も健康で明るい子

規則正しい生活リズムの中で、自立できる子

目ざす学校像

一人一人が認められ安心感、所属感を持ってすごせる学校

最後まで何事にも粘り強く取り組み、達成感が持てる学校

共に高まり合える集団の中で充実感を持ってすごせる学校

目ざす教職員像

常に人権を意識した教職員

子どものモデルとなれる教職員

子どもの実態を的確に把握し、個に応じた関わりができる教職員

「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」

子どもの将来展望を見つめ、一人一人に届く授業の創造ができる教職員

保護者、地域等との連携を深め、共に子どもを育む教職員

学校経営方針

「人権」を基盤に据えた学校、学級集団づくりを目指し、子ども達一人一人が自らの将来を切り拓いていくことができる力の育成を図ることが最重要課題と考える。

そのためにも、子ども一人一人の自己指導能力を育んでいかなければならない。

『自己決定力』『自己存在感』『共感的人間関係』を、全ての教育活動の場で育んでいくこと。そして家庭的な課題や発達面での課題を抱えさせられている子どもをはじめ、全ての子どもに学力を保障していくこ

とが大切である。これらを育んでいく教育活動の中で、自己実現に向けて自らの目標を明確にし、その目標の達成に向けて自らを主体的に方向づけていくための力を獲得させることが大切である。

自己決定力とは、自分たちできまり、係り活動等を決め、行動に責任をもつ。また自分の考えを相手にはっきりと伝える力である。またその育成は、特別活動（学級会）を始め授業の中で場の設定が大切である。

自己存在感は、言うまでもなく自分は価値ある存在であると実感させることである。そのためには、活動の場を与えプラス評価をする。どのような発言も取り上げ大切にする。授業のどのような場面で、どの児童を活躍させるかを考え、子どもの特性を大切にした指導を行う。

共感的人間関係とは、互いを尊重し合う態度の育成であり、ありのままの自分を語り、理解し合える人間関係を育むことである。

このような姿を育成するためにも、以下のような点に重点を置き指導を行っていく。

指導の重点

I 確かな学力の育成

子ども一人一人に、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の構築

学びの質を高めるため「何のために学ぶか」の学習意義を共有し、「何ができるようになるか」を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。

基礎的読解力、数学的思考力などの基礎的学力の定着を図る。

1 学習規律の徹底

2 授業方法や指導体制の工夫

(1) 学習意欲を高める授業

基礎基本の定着を図る

○徹底した反復練習を含むスキル的な学習の徹底

○基礎基本の未定着が現在の学力面での伸び悩みの要因であることが明確である。その課題克服のため、徹底して基礎基本の知識や技能の定着に向けての取組を図る。

⇒基礎基本的な知識・技能習得の充実

漢字能力検定(2種類)、計算能力検定(2種類)を活用した取組の充実と徹底

言語活動の充実及び言語環境の整備

L D等支援の必要な子どもの学力保障

○学びのユニバーサル・デザイン化の更なる充実

個別の支援、個別の配慮（先行学習）等も含む授業の構築

3 課題発見、解決型の探究活動の充実

(1) 総合的な学習の充実

知的好奇心や探究心を引き出し、主体的に学習に取り組む姿の実現

○発達段階に応じ様々な社会問題について学習を系統的に行うことにより、社会の矛盾や不合理に気づき、その解決に向け自らの生き方を振り返り、自分の意見をまとめ、解決に向けた実践者となれるよう「正しい人権感覚」を身につける。

4 家庭学習習慣の定着

(1)家庭学習の定着に向けての働きかけの強化

○学習予定表の工夫

家庭学習の内容を記入（計画）できるようにする

○「家庭学習の手引き」をもとに、家庭学習の習慣づけ

⇒家庭学習の必要性、重要性を訴える

予習、スキル的な学習など、個の実態に応じた課題の設定を行い、自力学習ができる条件の整備

○学級懇談会、学校だより、生活だより、家庭教育学級等様々な機会を通しての働きかけの強化

II 豊かな心、社会性の育成

1 規律と調和のとれた集団づくり

(1) 規範意識の育成

① 学習規律の徹底

② 社会規律の徹底

(2)人権教育の充実

①道徳教育の充実

○道徳教育をはじめ全ての学校教育活動の中で、共により良く生きていくために、互いの価値観等の違いを認め合い、共に高まり合える子どもの育成を図る。

②たてわり活動の充実

(3)体験活動の充実を図る

①伝統文化はもちろん自然体験活動を通し、豊かや心情を育む。

②集団づくりの中で自己有用感、自己肯定感の獲得

○特別活動（話し合い活動）児童会活動の充実

子どもの自主的、主体的な活動を通して、子ども同士の絆を強固なものにしていく中で、いじめや規律に反する行為等は許されるものではないことを理解させるとともに、規範意識を高める。

III 地域・家庭との連携

1 確かな実態把握及び家庭学習の習慣づけのための家庭訪問や家庭への働きかけの充実

(1)保護者との信頼関係の構築

①授業参観、懇談会の参加率を高める（参観参加率 47.3% 懇談参加率 22.2%）

○参加率を上げていくためには、日頃からの信頼関係の構築が重要である。

・参観、懇談会において、保護者のネットワークづくりを行う。

②子どもの安心安全の確保

○的確なアセスメントを行い、子どもの現象面に表れてくる課題（虐待、発達面、その両方等）を克服していくための具体的な取組を進める。

・保護者の思いを傾聴、共感し、共に考える

2 学校運営協議会（栗陵中学校ブロック）の効果的な活用

(1)地域の人材を活用し、子どもの経験拡充を図る

・伝統文化

- ・地域行事への参加の促進
- ・子どもの居場所

3 関係機関との連携

(1) 「子どもを守る」

安全教育（生活、交通、災害）の充実、虐待等、発達面での課題等、初発型非行（薬物、喫煙も含む）防止のため、必要に応じてそれぞれの関係機関と連携を図り、より良い指導及び支援の更なる充実を図るとともに教職員の指導力の向上も図っていく。